

保護命令の取消しの手続についてQ & A

東京地方裁判所民事第9部保全2係

TEL 03-3581-3456 (ダイヤルイン)

Q 1 保護命令の申立人が保護命令の取消しを求めるときは、どうしたらいいですか。

A 1 保護命令の申立人は、発令後の事情の変化などにより保護命令が必要なくなった場合、保護命令の効力期間中であれば、いつでも、保護命令の取消しの申立てをすることができます。

Q 2 保護命令の相手方が保護命令の取消しを求めることができるのは、どのような場合ですか。

A 2 次のような場合に保護命令の取消しを求めることができます。

(1) 取消しについて保護命令の申立人に異議がないとき

保護命令の相手方が、発令後の事情の変更などにより保護命令の取消しを求める場合は、裁判所は、保護命令の取消しについて保護命令の申立人に異議がないことを確認し、確認ができたときに保護命令を取り消します。

なお、この取消し申立てについては、次の①、②の時期的な条件を満たすことも必要です。

① 退去等命令の場合

効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に申し立てたものであること。

② 接近禁止命令、電話等禁止命令、子への接近禁止命令・電話等禁止命令、親族等への接近禁止命令の場合

効力が生じた日から起算して3か月を経過した後に申し立てたものであること。

(2) 【子への接近禁止命令・電話等禁止命令の取消しについて】

子への接近禁止命令・電話等禁止命令が発令の要件を欠くに至ったとき

例えば、保護命令の申立人と子が同居しなくなった場合や、15歳以上の子がこれらの命令を維持することを望まなくなった等の場合には、保護命令の相手方は、次の①②のいずれか遅い日より後に、取消しの申立てができます。

なお、裁判所の審理の結果、子の接近禁止命令・電話等禁止命令が出されたあとに、これらの命令を出す前提条件が欠けたと判断された場合には、申立人に異議があっても、同命令が取り消されることになります。

① 保護命令の申立人への接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6か

月を経過した日

- ② 子への接近禁止命令・電話等禁止命令が効力を生じた日から起算して3か月を経過した日

Q 3 申立てにはどのような書類が必要ですか。

A 3 取消しの申立書のほかに、次の書類等が必要です。
提出先の裁判所（管轄）は、保護命令を出した裁判所です。

- (1) 申立手数料の収入印紙・・・500 円

郵便切手

- a. 保護命令の申立人が申し立てる場合

220 円（内訳：110 円×2 枚）

- b. 保護命令の相手方が申し立てる場合

2,310 円（内訳：500 円×2 枚、300 円×2 枚、100 円×4 枚、50 円×3

枚、20 円×5 枚、10 円×5 枚、2 円×5 枚）

- (2) 【子への接近禁止命令・電話等禁止命令の取消し申立ての場合（上記 A 2 (2)）】

子への接近禁止命令・電話等禁止命令の発令の要件を欠くに至ったことを証明する資料（証拠）